

聖籠町農産物加工センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第23号

聖籠町農産物加工センター条例の一部を改正する条例

聖籠町農産物加工センター条例（平成21年聖籠町条例第28号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

米粉作業室	1,000円	1,000円
-------	--------	--------

 を

「

米粉作業室	1,000円	1,000円
包装室	1,000円	1,000円

 に改める。
」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の利用料金の規定は、平成29年4月1日から適用し、同日前に包装室を利用した場合には、なお従前の例による。